

被保険者の範囲

被保険者の範囲は、本人（注1）、配偶者（注2）、その他親族（注3）となります。個人賠償責任補償特約では、被保険者本人が未成年者または責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方も被保険者となります（注5）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

（注1）加入申込画面（WEB）の被保険者欄記載の方をいいます。

（注2）婚姻の相手方をいい、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。

（注3）本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚（注4）の子をいいます。

（注4）これまでに婚姻歴がないことをいいます。

（注5）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の親族に限ります。